

日・パキスタン租税条約

- 租税条約とは、国境を越える経済活動に対する課税権を調整することにより、(イ)国際的な二重課税を回避し二国間の投資交流を促進すること、(ロ)税務当局間の国際協力を推進することにより脱税を防止すること等を主な目的とするもの。
- パキスタンとの間の現行の租税条約は1959年(1961年に一部改正)に発効したものであり、緊密化する両国間の経済関係を踏まえ、約49年ぶりに新たな条約を作成するもの。

今次改正の主たる内容

所得源泉地国課税の明確化

配当、利子、使用料(著作権、特許権等)、技術上の役務に対する料金

両国間の投資交流の促進

みなし外国税額控除を廃止

※みなし外国税額控除については、途上国支援の趣旨があったが、課税の公平性や中立性に反するとの指摘がなされており、近年締結した租税条約においてはできる限り見直し・縮減を図ってきている。

(参考) 我が国が今までに締結した租税条約は、45条約、56か国。近年は、投資所得に対する源泉地国課税を軽減することにより投資交流の促進を図ることを基本方針とし、原則としてこの方針に沿って交渉している。

●パキスタン進出の日本企業は約40社

●対パキスタン投資分野は、自動車製造関連、商社等が中心

●日本進出のパキスタン企業は、零細・個人経営中心で約520社

●対日投資分野は、自動車関連、食品・外食産業、商社等が中心

(参考) 今後の交渉相手国(平成19年12月現在)

- アラブ首長国連邦(交渉中)
- クウェート(交渉中)
- オランダ(交渉中)
- ブルネイ(交渉中)
- カザフスタン(交渉中)

(注)オーストラリア(交渉妥結済)